

飯豊町生活支援給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するために、特別な措置として給付された特別定額給付金（以下「国給付金」という。）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を克服し、新たな生活様式と生活の構築に取り組む町民を支援するための生活支援給付金（以下「給付金」という）の給付に際し、必要な事項を定める。

(給付金の対象)

第2条 給付金の対象は、令和2年10月1日（以下「基準日」という。）において、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 飯豊町住民基本台帳に記載されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記載されておらず、かつ、基準日後初めて飯豊町住民基本台帳に記載されることとなった者を含む。）
- (2) 基準日において、配偶者等からの暴力を理由に避難し、生計を別にしている者及びその同伴者であって住民票を移動していない者については、一定の要件を満たし、かつ、その旨の申し出があった場合において給付の対象とする。

(申請及び受給者)

第3条 給付金の申請及び受給者は、飯豊町特別定額給付金給付事業実施要綱（令和2年告示第 号。以下「国給付金給付要綱」という。）第2条の規定を準用する。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、給付対象者1人につき1万円とする。

(申請手続き及び申請期間)

第5条 町長は、第2条の給付対象者の情報に基づき、給付金申請書及び申請に必要な書類を送付又は配付するものとする。ただし、令和2年4月27日基準日で実施した国給付金事業に申請している者については、この要綱に定める給付金の申請をしたものとみなす。

2 前項の送付を受けた申請及び受給者の申請方式及び申請期間等は、国給付金給付要綱第4条第2項の規定を準用する。

(代理による申請)

第6条 申請及び受給者に代わり、代理人として申請を行うことができる者は、国給付金給付要綱第7条の規定を準用する。

(給付決定及び給付)

第7条 給付決定及び給付については、国給付金給付要綱第8条の規定を準用する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 申請が行われなかった場合等の取扱いは、国給付金給付要綱第10条の規定を準用する。

(不正利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けた者がいる場合は、既に給付を受けた給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。